○○単位子ども会育成会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、○○単位子ども会育成会といい、事務局を会長宅に置きます。
- 第2条 本会は、子ども会の健全な運営を支援し、子どもの地域生活に対する理解を深め、また会員相互の親睦を図ります。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。
 - 1. 子ども会が楽しい遊び集団として活動できるように援助します。
 - 2. 安全で楽しい遊び場を確保します。
 - 3. 子ども会の安全な活動について学びます。
 - 4. その他、目的達成に必要な事業を行います。
- 第4条 本会の会員は、〇〇単位子ども会会員の保護者及びこの会に賛同する人(ただし、この地 区内に居住する人に限ります。)によって構成します。

第2章 役 員

第5条 本会に、下記の役員を置き、任期は1年とします。

会長1名副会長2名会計2名东務2名若干名2名監事若干名理事若干名

*理事は小学校区子ども会育成会の理事会に出席します。

第6条 前条の役員は、総会で承認を得ます。

第3章 会 議

- 第7条 本会の会議は、下記のとおりとする。
 - 1. 総会
 - (1) 総会は年に1回会長が招集します。 ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができます。
 - (2) 総会は、新旧役員及び班長にて行います。
 - (3) 総会では、次のことを審議します。

- ア. 規約の改廃に関すること。
- イ. 役員の承認に関すること。
- ウ. 事業報告及び事業計画に関すること。
- エ. 決算及び予算に関すること。
- オ. その他必要と認めること。

2. 役員会

- (1) 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、委員により構成します。
- (2) 役員会は、必要に応じ会長が招集し、本会の運営と執行について審議します。
- 第8条 会議は、半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数によります。

第4章 会計

- 第9条 本会の運営費は、町内会助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてます。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- 第11条 本会の監査は、毎会計年度1回以上定期に監査するものとします。ただし、必要と認める場合は、随時に監査することができます。
- 第12条 本会の監査は、監査が終了したとき、その結果を会長及び総会に報告します。

付 則

この規約は、令和○年○月○日から施行します。

※組織

町内会を基盤にしています。町内会単位あるいは町内会によっては数地区の子ども会育成会に分かれているところもあります。